

送付先住所

(郵便番号)

(住所)

(氏名)

(名簿登載者氏名)

(名簿登載者整理番号)

避難行動要支援者名簿の情報提供に関する意向確認調査票

福岡市では、災害時の避難に手助けが必要な方の情報を載せた「避難行動要支援者名簿」を作成し、日頃の見守り活動や災害時の安否確認等に役立てるため、平常時からの名簿の提供に同意した方の情報を地域の避難支援等関係者(校区・地区自治協議会、校区・地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員)の方々に提供しています。

地域の見守り活動や個別避難計画(※)作成のため、民生委員などの地域の方々のほか、普段利用されている福祉事業者に対し、平常時から裏面の名簿情報を提供することについて、下枠内のいずれかにチェックをして、〇月〇日(〇)までに同封の返信用封筒にて返信してください。

期限までに返信がない場合は、同意が得られたものとして名簿が地域に提供されます。

(※)名簿情報のほか、避難先、支援をする人を記載した要支援者ごとの計画

名簿情報を、平常時から避難支援等関係者(校区・地区自治協議会、校区・地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び普段利用されている福祉事業者)に提供することについて〇のいずれかにチェックをしてください。

施設に入所又は長期入院しているため、対象者となりません。

同意しません

理由： 家族や友人等の支援が見込めるため

自分で避難できる

その他( )

同意します ※裏面の内容をご確認ください。

※名簿に登載された方には、見守り活動として民生委員などの地域の方々から、電話やご自宅への訪問がある場合があります。

※同意された方は、災害時に避難支援等関係者から災害発生時に避難行動の支援を受けられる可能性が高まりますが、避難支援等関係者自身や家族などの安全が確保された上で、可能な範囲で実施されるもので、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

(裏面へ)

同意された場合のみ裏面にお進みください

この調査票は必ず返信してください。

# 名簿情報 (表面で同意とされた方は記載ください。)

<ul style="list-style-type: none"> <li>住所などの記載内容に訂正が必要な場合は、訂正をお願いします。</li> <li>「電話番号」、「携帯番号」、「FAX番号」、「緊急連絡先」の記入をお願いします。</li> <li>「支援を必要とする理由」は、あてはまるものに <input checked="" type="checkbox"/> してください。</li> </ul>			
フリガナ		性別	
氏名		生年月日	
住所			
電話番号	携帯番号		
FAX番号	世帯の状況	<input type="checkbox"/> 一人暮らし / <input type="checkbox"/> 家族等と同居	
緊急連絡先	氏名	本人との関係 ( )	
	電話番号		
支援を必要とする理由	<input type="checkbox"/> 手が不自由 <input type="checkbox"/> 足が不自由 <input type="checkbox"/> 目が不自由 <input type="checkbox"/> 耳が不自由		
	【詳細／その他】(自由記載)		

代理の方が記入された場合は、以下もご記入ください。

フリガナ		本人との関係
氏名		<input type="checkbox"/> 親族(続柄: ) <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> その他( )
住所		
電話番号	(自宅)	(携帯)

※「本人との関係」は、あてはまるものに  してください。

(参考) 避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例(令和3年福岡市条例第3号)

(提供)

第3条 市長は、法第49条の11第2項の規定により、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。以下この条において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 名簿情報を提供することについて本人の意向を確認した場合において、本人が同意しない旨の意思を明示しないときは、当該本人の同意を得たものと推定する。

【お問い合わせ先】福岡市 市民局 防災・危機管理部 地域防災課  
 (電話) 092-711-4966 (FAX) 092-733-5906